

59 市町村総合防災訓練実施要綱

平成7年10月1日

山形県

改正 平成19年1月4日

改正 平成22年4月1日

1 目的

この要綱は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災を契機として、災害発生時における初動態勢、自主防災体制及び広域応援体制等の防災活動の円滑化を期するとともに、関係機関相互の協力体制を確立し、地域住民の防災意識の高揚を図るために市町村が実施する総合防災訓練について、その細目を定めたものである。

2 実施

市町村は、地域住民及び防災関係機関の協力のもと、訓練効果の期待できる時期を選定し、総合防災訓練を年1回実施するものとする。

なお、県は市町村の総合防災訓練の実施に積極的に協力するものとする。

3 訓練内容

総合防災訓練は、震災、風水害等及びその被害に係る想定を明確にし、別紙の「訓練の体系」及び「訓練の項目」を重点的に取り入れた実践的なものとする。

- ① 初動態勢の強化を図るため、職員の動員配置訓練及び災害対策本部設営訓練（情報の収集伝達等）を実施する。
- ② 自主防災体制強化を図るため、消防団、自主防災組織及び地域住民等による初期消火、避難誘導訓練及び応急救護訓練等を実施する。
- ③ 広域応援体制の強化を図るため、自衛隊に対する災害派遣の要請の訓練、他の市町村等に対する医療、消防、物資等各般にわたる応援要請の訓練等を実施する。
- ④ 被災者の避難生活を確保するため、避難所の設置運営訓練を実施する。
- ⑤ 防災ボランティアに対する受け入れ窓口を明確にし、防災ボランティアを活用した訓練を実施する。
- ⑥ 高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した、社会福祉施設、病院等による情報伝達訓練、避難誘導訓練等を実施する。
- ⑦ 都市型災害に対応した、道路等の交通対策、電気、電話、ガス、上下水道などの生活関連施設復旧対策の訓練を実施する。

4 参加機関

市町村地域防災計画の中で防災業務の実施機関としている市町村、県、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者並びに地域住民とする。

5 訓練計画の報告

市町村は、翌年度の訓練計画を別紙様式により、当該年度の1月末まで所管する各総合支庁を経由して危機管理課に報告するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

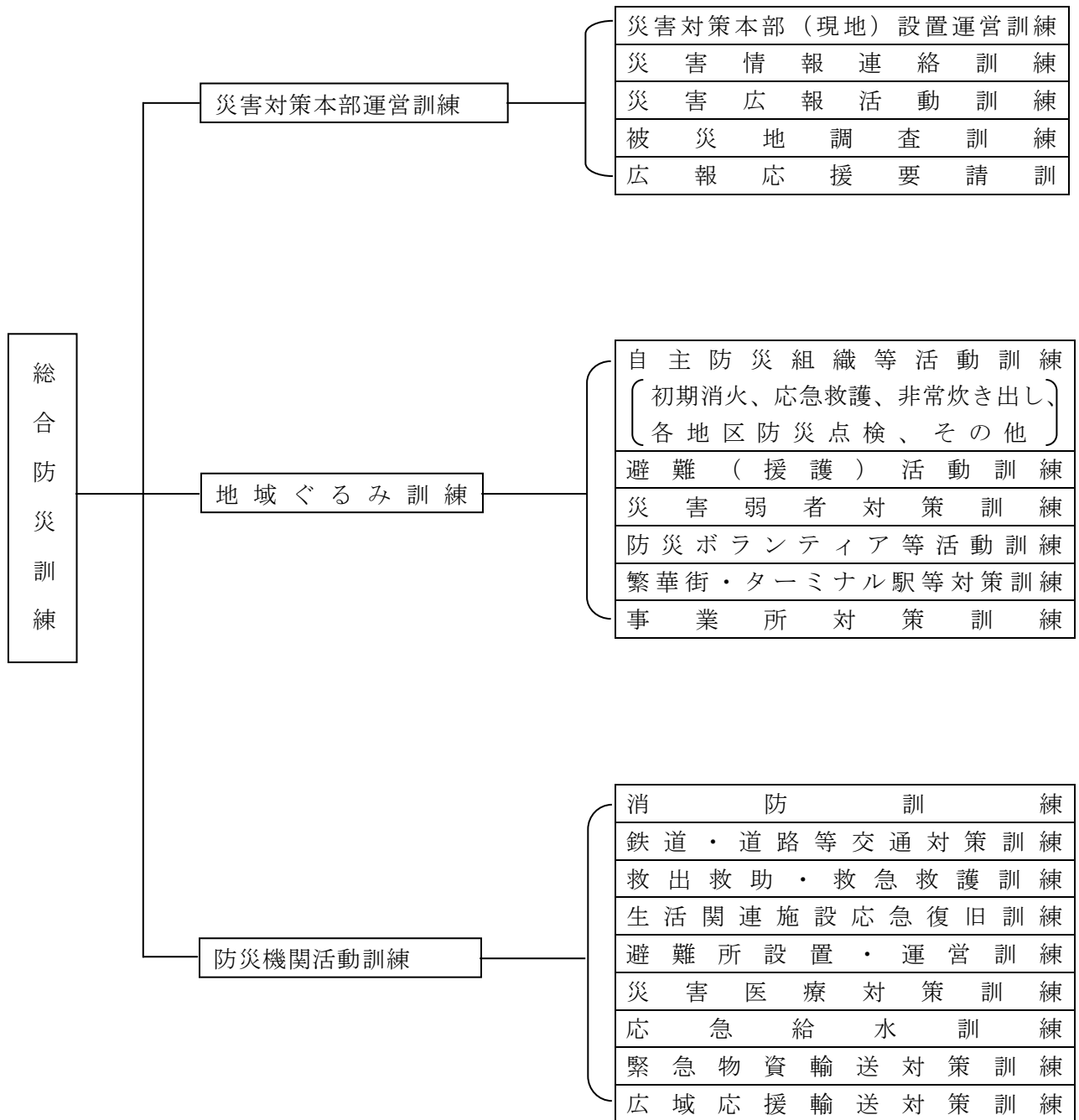
附 則

- 1 この要綱は平成 1 9 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

(訓練体系)



〔訓練の項目〕

訓練項目		実施概要	実施機関
災害対策本部運営訓練	災害対策本部（現地）設置運営訓練	災害に対する災害応急活動の中核機能としての、災害対策本部・現地对策本部を設置運営する。	市町村 県
	災害情報連絡訓練	災害対策を円滑かつ適切に実施するため、気象予報及び被害状況の収集伝達、住民の安全対策及び被害施設復旧対策に関する情報連絡訓練を実施する。	市町村 県 警察 自衛隊
	災害広報訓練	災害時における住民の安全確保を図るため、防災行政無線等により、避難誘導及び冷静適切な行動を呼びかける等、災害広報活動をする。	市町村 消防本部 放送機関
	被災地調査訓練	災害応急対策活動を適切に実施するため、被害状況等を調査するとともに、その結果を被害状況写真等とともに対策本部に報告する。また、本部長等がそれぞれの被災現地を実施視察する。	市町村 消防本部 県 警察 自衛隊
	広域応援要請訓練	広域的な災害対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊に対する災害派遣要請、日赤に対する医療救護の要請、他の市町村等に対する災害応急対策の応援要請訓練を行う。	市町村 県 自衛隊 日赤県支部
地域ぐるみ訓練	自主防災組織等活動訓練	自主防災組織等を中心とした住民による組織単位の避難対策、高齢者・障害者等災害弱者の避難援護活動、初期消火、応急救護活動等の住民主導の災害安全対策を実施する。	市町村 消防本部・消防団 自主防災組織 住民
	避難（援護活動）訓練	地すべり、津波等による被害を防止するため地域住民を安全な避難場所に避難させる。	市町村 消防団 自主防災組織 住民
	災害弱者対策訓練	社会福祉施設入所者及び在宅寝たきり老人等災害弱者の災害安全対策を確保するため、自衛隊、自主防災組織、防災機関による避難誘導訓練を実施する。	市町村 消防団 自主防災組織 住民・各施設
	防災ボランティア等活動訓練	避難住民等による被災者の応急救護等の訓練を実施する。	市町村 学校 日赤県支部 住民
	繁華街・ターミナル駅等対策訓練	繁華街・ターミナル駅等発災時に心理的不安を誘発しやすい場所において、混乱防止対策訓練及び避難誘導訓練等を実施する。	消防本部 ＪＲ東日本
	事業所対策訓練	各事業所において、自衛消防隊を中心とした避難誘導訓練及び初期消火訓練等を実施する。	消防本部 各事業所
防災機関 関係活動	消防訓練	住居地及び林野での大規模火災に対処するため消防本部が中心となり、機動力ある消火活動及び延焼阻止活動、火災現場からの救出・救助及び	消防本部 消防団 警察

	救急・救護活動等を実施する。	自衛隊
道路等交通対策訓練	道路での事故車両、ビル・電柱の倒壊、倒木等に対応した道路啓開、緊急輸送路確保訓練を実施する。	市町村 警察
救出救助・ 救急救護訓練	火災・ビル倒壊及び車両事故等により負傷した者の救出・救助、救急・救護活動を実施する。	消防本部 消防団 警察 自衛隊
生活関連施設 応急復旧訓練	被害を受けた電気・ガス・水道・電話の生活関連主要施設の復旧対策を実施する。	市町村 N T T 東北電力 ガス事業者 液化石油ガス販売事業者
避難所設置運営訓練	被災した住民を救護するため、避難所を開設し、非常炊き出し、応急給食、仮設トイレの設置等の訓練を実施する。	市町村 N T T 東北電力 日赤県支部
災害医療対策訓練	負傷した者に対し、応急医療救護所及び仮設病院において災害医療対策を実施する。 なお、重傷者については、後方医療機関へ搬送する。	市町村 県 消防本部 自衛隊 医師会 日赤県支部
応急給水訓練	被災した住民に給水を行うため、応急給水等により飲料水を避難所まで輸送する。	市町村 自衛隊
緊急物資輸送対策訓練	被害を受けた避難住民に対し、食料、毛布等の物資を緊急輸送し、避難所で配布する。	市町村 日赤県支部 県トラック協会
広域応援輸送対策訓練	広域防災体制の確立を期するため、県市町村を越えた相互応援訓練を実施する。	市町村 県 警察 県トラック協会
災害情報及び 被害状況報告訓練	防災活動体制の万全を図るため、防災関係機関は、災害状況等について、山形県地域防災計画により所管する事項を報告する。	N T T 東北電力 ガス事業者 水道事業者 J R 東日本

別紙

市町村総合防災訓練の実施計画

	市町村名	
担当者	所属	
	職名	
	氏名	

訓練の名称	
訓練主催団体	
訓練実施日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分
訓練場所	
訓練概要	
重点項目	
備考	
【陸上自衛隊に派遣を依頼する場合に記入】	
自衛隊の訓練内容	・自衛隊の訓練所要 (予定) 時間 時間 分
訓練派遣にかかる資機材の種類等	(1) ヘリコプター 機 () 訓練 (2) (3) (4) (5)